

(案)

宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会設置要綱

令和 6 年 5 月 2 日

要綱

(設置)

第 1 条 自然公園法（昭和 33 年法律第 161 号）第 36 条第 1 項に基づき「包ヶ浦集団施設地区」として指定される宮島包ヶ浦自然公園（以下「宮島包ヶ浦自然公園」という。）について、今後の利活用方策の検討等に関する協議を行うため、「宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 宮島包ヶ浦自然公園の利活用方策の検討に関する事項
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、別紙の委員をもって構成する。

(座長の設置及び権限)

第 4 条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、廿日市市副市長（第 1 順位）とする。
- 3 座長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、座長が招集する。

(関係者の出席)

第 6 条 座長は、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、廿日市市産業部観光課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

(別紙)

宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

団体名	職名	氏名	備考
宮島旅館組合	前組合長	有本 隆哉	
廿日市市議会	議員	佐々木 雄三	
宮島観光協会	会長	中村 靖富満	
宮島町総代会	会長	正木 文雄	
宮島町商工会	会長	松本 誠	
廿日市市	副市長	村上 雅信	座長
廿日市市	副市長	原田 忠明	
廿日市市	産業部長	木下 英治	